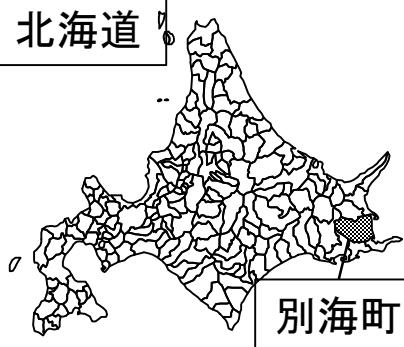


# 事務組合による広域集落の事務処理の集約化（北海道別海町集落協定）



- 広域の集落協定の事務処理を担う事務組合を設立し、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の事務を集約化させ、事務経費の節減や作業の効率化に取り組む。

面積：61,096ha（草地） 交付金額：9億1,644万円（個人配分24%、共同取組活動76%）  
協定参加者：農業者646人、農地所有適格法人94法人、生産組織7組織 協定開始：平成12年度

## 地域の現状

- 当地区は、北海道の東部、根室管内の中央に位置し広大な草地資源を活かした大規模な草地型酪農地帯であり、22集落が平成12年度から本制度を実施。
- 本制度当初から取り組んできたが高齢化による担い手不足により将来に向け農地の維持・管理が困難になることを懸念し、平成17年度から22集落を統合。1集落6支部体制で全町を対象エリアとした広域の集落協定を締結。
- 広域化した集落の事務負担の増大が課題となり、解決方法を検討した結果、平成27年度から集落の事務処理を一手に担う「別海町農業農村振興事務組合」を設立。



【別海町の広大な草地風景】



【別海町集落総会の様子】

## 取組の概要

- 本事務組合の設立に伴い、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の事務を委託し、両制度の窓口が一本化され、両制度間の調整が容易となったことで事務処理の効率的運用や事務経費の削減に寄与。また、地域に新たな雇用が創出され、地域の活性化に貢献。（新規雇用者 4名）
- さらに、事務経験の豊富な人材を雇用しており、本制度の対象となりうる農用地の再精査をしたことで（有）別海町酪農研修牧場所有農用地を、協定農用地へ編入することにつながり協定農用地の面積拡大に寄与。（協定面積：H27 60,111ha → H28 61,468ha）
- 本事務組合への事務委託することで、特定の協定参加者が行っていた事務処理が大幅に軽減され、協定農用地を維持管理する活動への意欲の向上に寄与。



【事務組合の様子】



【研修牧場とその農地】